

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年－ 6 (元. 6. 3)	元気づくり	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について ▶陳情理由 女性差別撤廃条約制定（1979 年）から今年は 40 年目の節目の年である。 女性差別撤廃条約制定から 20 年を経た 1999 年、条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために制定されたのが、女性差別撤廃条約選択議定書である。同議定書は条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に見解や勧告を通知する制度を定めている。この制度によって、女性差別撤廃条約はそれぞれの国で、実効性を伴った条約となり、女性差別撤廃をすすめる大きな力になったといわれている。世界では 2009 年 1 月現在で、締結国 189 か国中 109 か国が既に批准している。女性差別撤廃条約の締結国は、「女性に対するすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準を積極的にすすめることが、締結国である日本政府の役割であることは明らかである。2016 年に、日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会はもちろん、2017 年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同議定書の批准を再度日本政府に勧告している。 第 4 次男女共同参画基本計画は、「女性差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討を進める」としている。 については、貴県議会から女性差別撤廃条約選択議定書を	新日本婦人の会鳥取県本部 本会議(元. 6. 28)委員長報告 会 議 録 暫 定 版 女子差別撤廃条約選択議定書については、国の第 4 次男女共同参画基本計画において、「早期締結について真剣に検討を進める」とされており、選択議定書に規定される個人通報制度の受入れにあたっては、現在、政府において調査検討が進められており、その動向を注視すべきであることから、不採択と決定いたしました。	不 採 択 (元. 6.28)

総務教育常任委員会・陳情

		すみやかに批准するよう、日本政府に求める意見書を提出していただきたい。 ▶陳情事項 鳥取県議会から日本政府に対して、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准するよう求める意見書を提出すること。		
--	--	--	--	--